

今すぐ、物価高対策を 消費税減税5%へ

3. 13 重罪反対全国統一行動
八幡戸畑地区実行委員会は、毎月恒例の消費税引き下げ宣伝行動を、10月28日に八幡駅前で開催し、民商など3団体9人が参加しました。八幡西民商からは、3人が参加しました。

みんなで旗を立て、「消費税減税5%」「インボイス制度廃止」のプラスターを掲げアピールしながら、チラシ30枚を渡しました。消費税の引き下げに賛成か反対かシール投票も行い、「賛成」8票「反対」0票でした。



シールアンケートに参加する学生さんたち



消費税引き下げ宣伝に参加した皆さん(八幡駅前)

シールアンケートに参加された方に消費税の引き下げに賛成ですか？との問いに、皆さん即答で「賛成」とおっしゃいます。物価高が続く、実質賃金は下がり続けているからです。今こそ物価高対策に効果のある消費税減税について国会で話し合うことが望まれます。

消費税が導入されてからの36年間で集められた消費税収は571兆円に上ります。同時期に法人税と所得税は606兆円も減収しました。消費税は大企業と富裕層への減税の穴埋めに使われてきたのが実態です。大企業の法人税は年間11兆円も減税され、富裕層の主な収入源である金融所得の税率も低く据え置かれ、所得1億円を超える税負担率が下がる「1億円の壁」も手付かずです。輸出大企業は導入以来36年間、消費税を1円

も納めずに還付を受け続けています。税の専門家はゆがんだ税制を正し、応分の負担を求めれば、消費税減税に留まらず、廃止するための30兆円超の財源も確保できると試算しています。

世界ではコロナ禍以降、115の国と地域で消費税(付加価値税)の減税が実施されています。26年度に向けても、ドイツ、スウェーデン、ギリシャ、ペルー、バハマ、タンザニア、ベトナム、インドなど、多くの国が消費税減税を実施しようとしています。減税の理由や意図は様々ですが、減税を通じて国民生活を支援し、経済活性化につなげるという点は共通しています。

日本でも今年の税制改正に消費税緊急減税とインボイス廃止を盛り込み、一刻も早く減税を実現させましょう。

今週のお花



陣原西公園に咲くランタナ。花言葉には「厳格」「協力」「合意」「心変わり」があります。これらの花言葉は、ランタナの花が持つ多彩な色合いや、開花から花色が次々に変化していく様子を表現しています。特に「心変わり」という花言葉は、ランタナの花が咲き進むにつれて色が変化するに由来しています。



LAVENDER

11月	行事・会議など日程	支部・専門部など
10月		婦人部役員会 13:30～
11火	上津役&香月支部役員会 10:30	折尾支部役員会 19:00
12水	無料法律相談 18:30～	
13木		東部支部役員会 19:00～
14金		15日集金
15土		
16日		
17月	記帳相談会 13:30～	
18火	↓	
19水	会員訪問 18:00～	
20木		
21金		
22土		
23日	勤労感謝の日	
24月	振替休日	
25火	集団健診(西田医院)	
26水		
27木	集団健診(町上津役診療所)	月末集金
28金	法人集団申告 11:00～	
29土		
30日	県青協総会・50周年記念	
12月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1月		
2火		
3水		
4木	常任理事会 19:00～	
5金		
6土		
7日		

収受日付印の再開、申告書・納付書の送付、納税者の権利を守れ

－ 税 務 署 交 渉 －

戸畑・八幡・八幡西の3民商は10月27日、税務行政の改善を求めて八幡税務署と交渉を行い、10人が参加。税務署側は総務課長、総務課長補佐、総務係長の3人が対応しました。

はじめに、要請書に対する文書での回答と十分な時間の確保を要望しましたが、署側は「時間は1時間。文書での回答はしない」とこれまでの回答を繰り返しました。以下、要請に対する回答と交渉内容を要約してお知らせします。

(一部要請と回答を省略しています)



八幡民商 交渉前に参加者で打ち合わせ

【 要請① 】

憲法を尊重し、税務運営方針を税務署員に周知徹底すること

【 回 答 】

(署) 法律に則り、限られた範囲で適正に行っている。税務運営方針は、広く周知を行っている。今後も行っていく。

(民商) 現場では守られていない。周知だけでなく、常に携行させるべきだ。

【 要請② 】

税務調査に際しては必ず事前通知を行うこと。通知は電話ではなく文書で行うこと。税務調査の立会いを認めること。

【 回 答 】

(署) 事前通知の方法は特段の定めがない。書面で一律に行わず、原則電話で行っている。分かりやすく、丁寧な対応に努めている。立会いについては、調査内で秘密に属する部分とそうでない部分が交錯する。守秘義務違反になる恐れがあり、第三者の立会いは税理士法違反の恐れもあるので認めていない。

【 要請③ 】

税務調査において、帳簿書類の持ち帰りやコピー、写真撮影などは納税者の同意なく行わないこと。本人が拒否した場合は従うこと。

【 回 答 】

(署) 本人の承諾を得て行っている。理解と協力のもと行っている。

(民商) 本人が断ればできないということか？

(署) 承諾なしにはできない。

(民商) 現場では「早く終わらせるため」など納税者に執拗に迫ってくる。改善すべきだ。

【 要請④ 】

「納税者支援調整官制度」の周知のために広報宣伝活動を強め、八幡税務署にも配置するように福岡国税局に要請すること。

【 回 答 】

(署) ホームページに掲載している。

(民商) 多くの人が知らない。ホームページだけでは不十分だ。改めよ。

(署) 上には伝える。

【 要請⑤ 】

自民党の裏金議員への税務調査をただちに行い、課税を強化すること。

【 回 答 】

(署) 個別事案なのでお答えできない。必要性が求められる場合は公平公正の立場から調査を行う。

【 要請⑥ 】

管轄外の申告書類等の提出を受けた場合は当該申告書を受理すること。

【 回 答 】

(署) 法律上、管轄の税務署に提出することになっている。

(民商) これまで何十年と行ってきた慣習を一方的に破棄するのはおかしい。

(署) 法律でしかお答えできない。

【 要請⑦ 】

収受印押印が廃止されたことにより、行政手続きなどにおいて確定申告書以外の追加資料の提出を求められる事例が発生し、納税者への不利益が生じている。収受印押印を再開すること。

【 回 答 】

(署) デジタル化社会の実現や利便性向上の観点から税務署に行かなくても手続きができる抜本的な改革の一環。

【 要請⑧ 】

確定申告が必要な納税者へ所得税・消費税の確定申告書・納付書を送付すること。

【 回 答 】

(署) ICTの利用率が上がり、紙での提出が減っている。コスト削減の観点から見直しを行っている。問い合わせいただければ、個別に送付させて頂く。

【 要請⑨ 】

インボイス制度を廃止し、消費税を5%へ減税すること。生存権や経営を脅かす差し押さえなどは行わないこと。分納相談においても納税者の求める第三者の立会いを排除しないこと。

【 回 答 】

(署) (消費税・インボイスに関して) 法律に関することなので、回答を控えさせて頂く。上には伝える。分納相談については、納税者の話を十分聞きながら対応しており、引き続き丁寧な対応を行っていく。第三者の立会いについては、納税者の取引情報などが漏れると守秘義務違反となるお恐れがあるため、お断りさせて頂く。

事務局長 清水



八幡税務署前 参加者のみなさん